

竹の台地域委員会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、竹の台地域委員会（以下「委員会」と言う）と称する。

(活動の範囲)

第2条 委員会の活動範囲は、神戸市立竹の台小学校区内（以下「竹の台地区」と言う）とする。但し、他の地域や団体と連携・協力して取り組む活動はこの限りではない。

(事務所)

第3条 委員会の事務所は、竹の台地域福祉センター（住所：神戸市西区竹の台2丁目20-1）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 竹の台地区住民の連帯を深め、住民の自主的な参加による各種事業を促進し、住民自治の本旨に基いて、ふれあいのある豊かな地域コミュニティづくりと住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の健康と福祉の増進、文化・教養の向上並びに交流・親睦等の実施に関すること
- (2) 地域の生活環境の改善と生活の利便性の向上に関すること
- (3) 防災、防犯、防火に関すること
- (4) 環境保全、美化並びに地球環境への貢献に関すること
- (5) 子育て青少年育成、非行防止に関すること
- (6) コミュニティビジネスに関すること
- (7) 自治会活動、管理組合・管理会活動との連携に関すること
- (8) 神戸市から指定管理を受けた「竹の台地域福祉センター」の運営、管理に関すること
- (9) 住民相互の情報交換、広報に関すること
- (10) 各地域団体、並びに各種行政機関、教育機関、警察等との連携、協力に関すること
- (11) その他、本協議会の目的達成のために必要な事業

第3章 組織及び委員

(組織)

第6条 委員会は、竹の台地区住民及び自治会、管理組合、管理会、教育機関、保育園、公共的地域団体、社会教育団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体、文化・スポー

ツ団体、趣味・親睦団体等の代表者並びに竹の台地区に住所を置く事業者らを委員として構成する

2 委員会が必要と認めた場合は、上記にかかわらず委員となることができる。

3 委員会の委員定数は、60名以内とする。

(委員任期)

第7条 委員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 前項の規程にかかわらず、後任の委員が選任されない場合は、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 地区内の関係団体から推薦された者が、任期途中で委員を離れた場合は、後任者を補充委員とする。この場合、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第8条 総会は、委員会の最高議決機関であって、第7条の委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、原則として4月に定期総会を開催する。

3 委員長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

4 総会は、委員長が召集する。

5 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。代理委任を受けた受任者は、議事に加わることができる。また、委任状をもって出席に代えることができる。

6 総会を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について事前に周知することを原則とする。

7 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。

8 竹の台地区の住民であれば何人によらず傍聴することができる。

(総会の決定事項)

第9条 総会は、次の事項を審議、決定する。

(1) 事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算に関すること

(2) 役員を選任に関すること

(3) 運営上必要な諸規程の制定・改廃に関すること

(4) 竹の台地域福祉センターの運営全般に関すること、及び指定管理に関わる協定に関する
こと

(5) その他本協議会運営に関わる重要事項の処理に関すること

2 議事は、委任状を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

第5章 役員会

(役員)

第10条 委員会に次の役員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 2名
- (3)部会長 若干名
- (4)会計 1名
- (5)書記 1名
- (6)監事 2名

2 役員は、総会の決議によって選任され、役員会を構成する。

3 委員長、副委員長は、部会長を兼務することができる。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときに、その職務を代理する。
- (3) 部会長は、委員会の中に設置された部会を運営統括する。
- (4) 会計は、委員会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (5) 書記は、運営に関する各種事務を担当する。
- (6) 監事は、委員会の経理及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。但し再任は妨げない。

(役員会)

第13条 役員会は、総会において決議された方針に基づき、執行機関として次の事項を協議実行する。

- (1) 事業計画及び収支予算を策定し、事業報告及び収支決算を報告すること。
- (2) 委員会の役員候補者を総会に推薦すること。
- (3) 運営上必要な諸規程の制定・改廃を総会に提案すること。
- (4) 第5条にかかる事業の実施について、主体的に取り組み、進捗状況を把握すること。
- (5) 各地域団体、行政機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他本協議会運営に関わる事項の処理

2 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第6章 部会活動

(部会の設置と役割)

第14条 委員会に、以下の部会を置きそれぞれの役割を担う。

(1) 施設部

- ・ 竹の台地域福祉センターの運営（組織・会議等）に関すること
- ・ 竹の台地域福祉センターの管理（資産・文書管理等）に関すること

- ・ センターの利用人員統計、協力金収納等に関する事
- (2) 福祉部
 - ・ 福祉活動全般に関する事
 - ・ 他の福祉関係団体、行政福祉部署、社会福祉協議会等との連携に関する事
- (3) 事業部
 - ・ 委員会の事業計画に関する事
 - ・ 自治会・管理組合等との連携に関する事
 - ・ 地域の交流活動全般に関する事
- (4) 防災・防犯部
 - ・ 地域の防災・防犯活動全般に関する事
 - ・ 行政各機関、警察及び学校等との連携に関する事
- (5) 環境部
 - ・ 環境保全、美化並びに地球環境への貢献に関する事
 - ・ 地域の生活環境の改善に関する事
- (6) 子供部
 - ・ 子育て支援、青少年育成等に関する事
 - ・ 子ども会、子ども連絡会との連携に関する事
- (7) 広報部
 - ・ 地域広報に関する事
 - ・ 各種調査の実施に関する事
 - ・ コミュニティビジネスに関する事

2 部会活動は、部会長が統括し、活動状況を役員会及び総会において適宜報告する。

(他の公共的地域団体との関係)

第15条 委員会は、民生委員・児童委員協議会、防災福祉コミュニティ、まちづくりエコタウンクラブ、青少年育成協議会、まちづくり防犯グループ、竹の台地域情報局等に対し、応答する部会に代表者を出席させるように依頼しなければならない。

2 委員会は、前項の団体の自主性、独立性を最大限尊重するとともに、それらと協力して、地域力を最大限発揮できるよう努めなければならない。

第7章 アドバイザー

(アドバイザー)

第16条 委員会にアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、神戸市西区役所まちづくり課職員、学識経験者らをもって充てる。

3 アドバイザーは、総会、役員会に出席してまちづくりに関して意見を述べるができる。

第8章 竹の台地域福祉センターの運営

(竹の台地域福祉センターの運営)

第 17 条 委員会は、「竹の台地域福祉センター」の運営について、神戸市から指定管理者としての指定を受けた場合、管理業務については、「神戸市立地域福祉センターの指定管理に関する要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）」によらなければならない。

2 竹の台地域福祉センターの具体的な運営については、「竹の台地域福祉センター利用規程」による。

第 9 章 会計

（会計年度）

第 18 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終了する。

（経費）

第 19 条 委員会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 神戸市からの運営補助金、助成金
- (2) 地域福祉センターの運営協力金
- (3) 行事開催時の参加料
- (4) 寄付金
- (5) その他

（経費の有効使途）

第 20 条 経費の執行に当っては、効率的使途に努めなければならない。

- 2 神戸市の「総合的支援制度」の趣旨に鑑み、委員会と防災福祉コミュニティ、まちづくりエコタウンクラブ間での経費の相互支援を可能とする。但し、相互支援の内容、額については、予め補正予算を組み、総会の議決によらなければならない。
- 3 社会通念上妥当と思われる交際費、雑費の支出については、予め総会において予算の議決を得て、委員長先決とする。但し、総額 2 万円以下とする。

第 10 章 個人情報の取り扱い

（個人情報の取扱い）

第 21 条 委員会活動を推進するため、必要とする個人情報の取得、利用、共有、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

- 2 個人情報の取り扱い方法については、別に定めるものとする。

第 11 章 会議の公開

（会議の公開）

第 22 条 委員会の総会は公開の場でなされなければならない。

- 2 竹の台住民であれば、何人によらず総会を傍聴することができる。
- 3 会場スペース・都合のため傍聴人数に制限がある場合、先着順とする。

第 12 章 情報の公開

（情報の公開）

第23条 委員長は、委員又は竹の台住民が、目的、事由を明示して委員会の活動資料や会計帳簿の閲覧を求めたときは、業務に支障のないかぎり、これに応じなければならない。

2 委員会の事業は、竹の台総合新聞、竹の台ホームページ、その他の媒体を通じて、定期的に住民に公開されなければならない。

第13章 規約の改廃等

(規程の改廃)

第24条 この規約の改廃は、総会において出席委員（委任状を含む）の2分の1以上の議決によらなければならない。

2 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し重要な事項は、役員会の議を経て、総会において承認を受けるものとする。

(付則)

- ・この規約は、平成22年11月14日から施行する。
- ・この規約は、平成23年4月24日に、一部改正し実施する。
- ・この規約は、平成23年4月24日に、一部改正し実施する。
- ・この規約は、平成24年4月22日に、一部改正し実施する。
- ・この規約は、平成26年4月27日に、一部改正し実施する。
- ・この規約は、平成27年4月26日に、一部改正し実施する。
- ・この規約は、平成28年4月24日に、一部改正し実施する。

(前身となった竹の台ふれあいのまちづくり協議会規約の改正経緯)

- ・この規約は、平成4年7月23日から施行する。
- ・この規約は、平成18年10月29日から一部改正し実施する。
- ・この規約は、平成21年4月26日に、全面改正し実施する。
- ・この規約は、平成22年4月25日に、一部改正し実施する。